

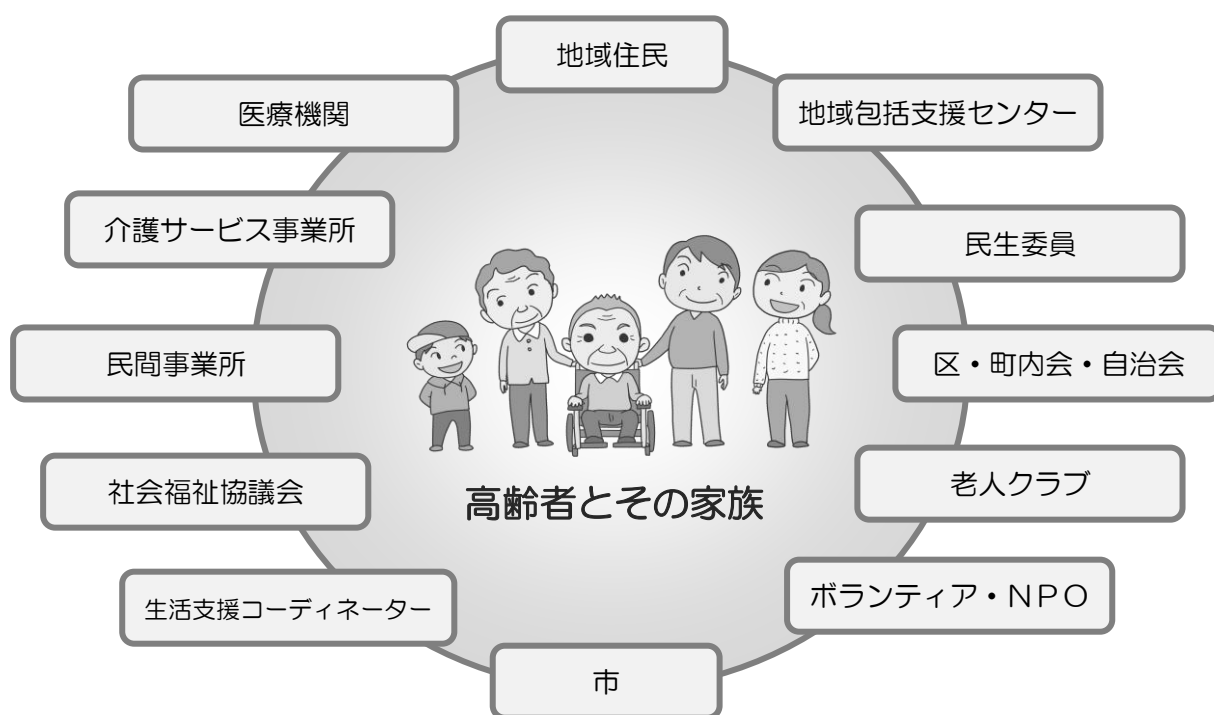
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 連携体制の強化

区や町内会などの地域のネットワーク、介護・医療・福祉事業者のネットワーク及び行政が互いに連携し、高齢者の生活支援や介護予防の体制整備を推進するため、地域ケア会議や地域包括支援センター運営等協議会を開催します。

図 21 計画の推進体制(高齢者を支えるネットワーク)のイメージ



(2) 市民からの意見の反映

高齢者総合福祉計画推進協議会に市民委員が参画することにより、計画の策定及び推進に市民意見を反映します。

また、高齢者の実態やニーズについて把握し、今後の超高齢社会に備えた施策・事業の適切な対応を図るため、3年ごとに市民などを対象としたアンケート調査等を実施します。

(3) 進行管理

本計画に基づく施策を円滑に推進するため、学識経験者や関係団体代表、市民公募の委員により構成する高齢者総合福祉計画推進協議会により、本計画の進捗状況について点検・評価を行い、市のホームページなどにより広く市民に公表します。